

## 鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会（以下「検討委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(審議する事項)

第二条 検討委員会は、鳥取県附属機関条例（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき設置されるものであり、その審議内容は鳥取県立特別支援学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項とする。

(組織)

第三条 検討委員会は、55 人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、任命した日から次年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 検討委員会に委員長を置き、鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課長とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 検討委員会の会議は、鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第七条 検討委員会に部会を置き、部会の議決をもって委員会の議決に代えることができる。

また、部会が議決したときは、部会長は、速やかに、委員長にその議決内容を報告しなければならない。

2 部会の名称は次の表の左欄に掲げるとおりとし、その所掌業務は、委員会の所掌業務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 業 務
鳥取盲学校部会	鳥取県立鳥取盲学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項
鳥取聾学校部会	鳥取県立鳥取聾学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項
鳥取聾学校ひまわり分校部会	鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校の児童及び生徒の通学支援に関する事項
鳥取養護学校部会	鳥取県立鳥取養護学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項
白兔養護学校部会	鳥取県立白兔養護学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項
倉吉養護学校部会	鳥取県立倉吉養護学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項
皆生養護学校部会	鳥取県立皆生養護学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項
米子養護学校部会	鳥取県立米子養護学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項
琴の浦高等特別支援学校部会	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項

- 3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 7 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 8 部会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、または説明させることができる。

(秘密を守る義務)

第八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第九条 次の表の左欄に掲げる検討委員会及び部会の庶務は、同表の右欄に掲げる所属が担当する。

名 称	庶務担当
鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会	特別支援教育課
各校部会	各校

(雑則)

第十条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課長が別に定める。

附則

この要綱は平成27年7月29日から施行する。